

## 7. 今後の展開

大規模な災害が発生したときの要援護者への支援は、要援護者が住んでいる地域が中心となっておこなう必要があります。本市では地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、要援護者避難支援の基本方針となる本計画を作成しました。

今後は本計画に基づき避難支援登録者名簿、個別支援計画等の作成を進めていくとともに、平常時も含めた要援護者への支援を確立するため、以下のような施策を推進していきます。

### (1) 福祉・防災マップの作成

災害発生時に高齢者や障害のある人などへのきめ細やかな対応を図るためには、市民の生活状況をよく把握することが重要です。このため、地域で暮らす市民自身の手による各地域の福祉・防災マップの作成を促進します。

### (2) 要援護者が参加した地域防災訓練の実施

単なる避難訓練だけでなく、要援護者支援対策を念頭に置いた地域の防災訓練に対する支援・協力をおこない、要援護者本人や支援者、地域に対し、日頃から防災に対する意識啓発に努めます。

### (3) 災害発生後の支援活動策の検討

災害発生後、要援護者は避難先での生活で暮らしにくい状況が発生することが多いため、個々の状況に応じた支援対策が必要となります。災害発生後の健康相談、生活相談をはじめ、要援護者相談の窓口を設置するなど、各種の支援活動策を検討していきます。

### (4) 人材の育成（自主防災組織、ボランティア団体等）

自主防災組織の育成を支援するとともに、専門的な知識や技術（医療、無線、語学など）を持ったボランティアや社会福祉協議会が体制整備を進める福祉救援ボランティアなどの協力を得て災害ボランティアを組織化し、災害時や災害後の被災者への支援体制を整えます。

## **（５）福祉のまちづくりの推進**

高齢者や障害のある人などが避難するうえで制約となる道路の段差、主要施設の階段などの障壁（バリア）を取り除き、避難に援護を必要とする人びとも安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

## **（６）災害時要援護者に対する意識の高揚**

防災訓練やコスモス市民講座などの開催などにより、市民の災害時要援護者への理解を深めます。特に、地域の支援者は避難施設等において、要援護者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて柔軟な対応を心がけるものとします。

## **（７）施設入所・通所者への対応の検討**

災害時における施設入所・通所への対応について、福祉サービス事業者等に対し、災害時における要援護者への対応に関する研修や実践的な訓練の実施を働きかけます。また、各種福祉施設が定員を超過して要援護者を受け入れざるを得ない場合などに備え、福祉施設、福祉サービス事業者等との緊密な連絡体制を整備します。

さらに、大規模災害時においては、福祉施設や福祉サービス事業者も被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となる場合なども想定されるため、事業継続計画（BCP）の策定に向けた取り組みを促進します。